

改正

平成28年6月14日規則第71号

深谷市民生委員推薦会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、深谷市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、10人以内とする。

(会議)

第3条 推薦会の会議は、非公開とする。

2 推薦会の委員は、その議事の内容について秘密を守らなければならない。

3 推薦会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する議事に加わることができない。

(議事録)

第4条 推薦会は、会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

(幹事及び書記の定数)

第5条 推薦会に幹事及び書記各1人を置く。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、推薦会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月14日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。